

京都市告示第566号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成28年1月20日

京都市長 門川大作

1 土地の所在地

京都市上京区寺町通荒神口下る松蔭町131番及び京都市上京区新烏丸通下切通シ上る新烏丸頭町162番以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合

3 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄に定める地下水の水質の測定

(環境政策局環境企画部環境指導課)